

平成30年11月定例会 環境対策特別委員会 (事前)

平成30年11月29日(木)

[委員会の概要]

木下委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

なお、理事者各位に申し上げます。当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【説明事項】

○提出予定案件について

○県土整備部水・環境課指定管理候補者の選定結果について(資料①)

瀬尾政策監補兼県土整備部長

それでは、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。流域下水道事業特別会計の債務負担行為でございます。旧吉野川流域下水道の平成31年度から35年度までの指定管理料として、記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、2ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、指定管理者の指定についてでございます。平成31年度に指定管理者を更新する水・環境課所管の旧吉野川流域下水道につきまして、候補者の選定を行った結果、徳島県建設技術センターとテスコ株式会社で構成する旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体を指定管理者として指定するものでございます。なお、選定結果等につきましては、資料を提出いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。

なお、報告事項につきましては、特にございませぬ。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

木下委員長

以上で、説明は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

樫本委員

当委員会に付議事件として載せられております生活環境の保全、また地球温暖化の防止に関する視点からお伺いしたいのですが、今朝の地元紙によりますと、私にとっては大変ショックなニュースが掲載されておりました。

私はその水素グリッド構想を自ら提案し、私自身も言った以上責任がありますので、その水素の活用に向けて推進すべく、自分自身も応分の責任を果たしてきたつもりであります。そして、今日のこの新聞によりますと、「水素エネ普及構想進展せず」とこういうタイトルが載せられておまして、私はそうは思っていないのですが、こういうことが書かれておりました。

そこで、理事者関係の皆さん方にお伺いするのですが、この水素エネルギーに関する取組の現時点での状況について説明願いたいと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、水素エネルギーに関する現状の取組について御質問いただきました。

御存じのように、水素は利用時に温室効果ガスを排出しない、次代を担う究極のクリーンエネルギーとして、国においては、昨年12月に水素基本戦略を策定。また、本年10月には、世界初となる水素閣僚会議も開催されるなど、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に水素社会の実現に向けて取組が加速されているところでございます。

本県におきましては、先ほど委員がおっしゃられたように、平成27年徳島県水素グリッド構想を策定し、中四国初となる県庁にございます自然エネルギー由来の水素ステーションの設置。それから四国初となります移動式水素ステーションの導入。

また、全国トップクラスとなります公用車への燃料電池自動車の6台の導入。また、先日ございました地方空港においては全国初となります水素ステーションと燃料電池フォークリフトの運輸部門への導入など、社会実装を着実に進めてまいってきたところです。

また、昨年度は、水素関連の最新技術や製品を一堂に会しました水素グローバルエキスポの開催。また、昨年度、今年度もそうですが、本県が導入を目指しております燃料電池バスの試乗会を実施するなど普及啓発にも意欲的に取り組んでまいりました。

また、今年度の燃料電池バスの試乗会につきましては、実際想定する導入路線を走行したり、あるいは水素の充填能力をアップした移動式水素ステーション、これによってバスに水素が十分充填できるということを確認するなどのことも行っております。

また、今年度は、2020年以降の水素の飛躍的な普及を見据えまして、本県企業が水素ビジネスの未来を切り開いていけるように、水素グローバルフェアを開催するとともに、産学官の連携による水素関連事業のビジネスモデルの構築を目指す水素ビジネス研究会も立ち上げたところでございます。

今後とも来るべき水素社会を見据えまして、水素エネルギーの社会実装を着実に推進してまいりたいと考えております。

樫本委員

水素は、水の電気分解によって無限に得ることができます。私は、常日頃から電力のエネルギーのベストミックスというのを真剣に考えておまして、化石燃料を中心とした地球環境を見て、これからは負荷を与えるエネルギーから、持続可能で環境に優しい地球の

温暖化の防止対策に大きな効果が出てくるエネルギーへと転換されるのは、もうこれはパリ協定でも世界の約束ですから、これを着実に進めなくてはならない、こんなふうに思っております。

そこで、徳島県が水素を推進しようということ、先頭に立って頑張っているところなんです、過日、昨日おとといだったと思うのですが、私、朝少し早く9時半ぐらいに来たんですが、燃料電池バスSORAが来ておりましてね、そら、見に行かないといけなと思ってすぐ見に行き、運転手さんにいろいろ聞いてみました。

やはりこれはいいですね、と運転手さんが二人言っていましたね。そして、加速性がいい。何よりもお客さんの乗り心地がいい、私も運転しておいて非常に運転がしやすい、楽だと。こういうことでした。

このバス、これがどうされているかという実証実験されているんですよ、路線を走って。さっき少し説明がございました。この記事を見るとね、これはちょっとおかしいんでね。2018年度を目指していた燃料電池バスの導入実証も現時点では行われていない。計画どおりに進まないということが書いてある。

着実に、昨日おとといからやられていますよね。いつまでやるんですか。どのくらいの期間、実証実験を予定されていますか。

杉山自然エネルギー推進室長

燃料電池バスは、本日と明日もゆめタウンのほうで、一般県民の方を対象に試乗会を実施しております。また、土曜日、日曜日には公募いたしました県民の方を対象に、燃料電池バスに乗ってツアーということで空港ですとか、県庁の水素関連施設を御覧いただいたりするツアーも組んでおります。ですので、日曜日まではいろいろ活躍していただくということになっております。

樫本委員

これは、議会も我々もそうなんです、理事者も政策実現のためには、マスコミにしっかりと情報を流して載せていただく、報道していただくということをやらないといけないと思う。だからこういうニュースが出たのと違いますか。これ、きちんとね、政策実現のためには、マスコミの皆さんにきちんと広報する。そして、取材をしていただく、正しく載せていただくという努力をしないと私はだめだと思いますね。

是非、しっかりとやっていただきたいなと思います。これは広報しましたか、資料提供は。

板東県民環境部長

本日の朝刊を受けまして、我々としましては、樫本委員から非常に心強いお言葉を頂いた。広報につきましては、しっかりとさせていただいて、バスが当日県庁に来た時にも、新聞社の方の取材なんかも受けたりする中で、運行も今させていただいておるところでございます。

私自身も4月からこの部長職に就きまして、この事業というのは、エネルギーにおいて何が要するに先頭に立つかというのは、正に誰もがまだ予見し得ない部分だろうと思うの

ですが、電気なのか水素なのか、そういった中で可能性を探って国を挙げて今推進しようとしている事業ですので、関西圏の一員である徳島県としても、そういう意味で四国の入り口になっている地勢的な優位性もございますので、しっかりと取り組んで明日の未来を切り開いていく取組だということで、着実に進めていきたいと考えております。

樫本委員

それから、従来は水素の充填は70パーセントぐらいしかできなかったのですね。今まで徳島県に導入されている従来の充填機は。ところが、私、20日ぐらい前に大陽日酸へ充填に行きました。そうしますと、その充填機器の改装をしております、今までは70パーセントぐらいしか充填できなかったけれども、もう今、圧力を上げて100パーセント、一回の充填で500キロメートル走れるようになった。MIRAIの性能でね、500キロメートル走れるようになりましたと聞きました。そして充填したんですが、500キロメートル走ります。

だから、もう非常に安心して大阪へでも京都ぐらいなら往復しても心配ないような、今、設備ができたわけです。これもまだ、県民の皆さんは知っていないと思いますよ。こういうのも充実したということを着実に知らせておかないといけないと思う。

これも報道には出ていないと思う。是非一つ、きめ細やかに広報をしてマスコミの皆さんの協力を頂く、そして県の施策は前に向いて進むという、成果が投資した金額に対して政策の実現に必要とした対価がしっかりと返ってくるように、こういう効果があるように一つ取り組んでいただきたいなと強く要望しておきます。

それから、2020年の燃料電池バスの導入に向けて、これはバスの事業者の御協力も頂かなくてはならない。そして国の支援も頂かなくてはならないということですが、現時点での状況、そしてこれが遅れることのないように、着実に2020年に実現できるのか、そのところ現時点での状況をお示しいただきたいと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、2020年の燃料電池バス導入について御質問を頂きました。燃料電池バスにつきましては、大量の水素をチャージできる、水素を安定的に供給できる施設がまず必要となります。これにつきましては、関係する事業者の方々と、今、鋭意、協議を進めているところでございます。

それから、FCバスもトヨタが造っているだけで受注生産ということになります。これにつきましては、トヨタ自動車あるいは補助金を出す環境省、それからなんといってもバス運営をしていただく運営主体の方、これらの方々と鋭意、協議を進めているところでございます。2020年には必ず導入できるように頑張ってまいりたいと思います。

樫本委員

しっかりと遅れることのないように頑張ってくださいと思います。

長尾委員

今日出されている資料で、旧吉野川流域下水道の管理運営共同事業体の指定管理者の選

定結果についてでありますけれども、これから向こう5年間、この県の建設技術センターと県外のテスコの2者で構成された共同事業体に運営を任せるという話なんだけど、現在まではどうなっているのか、ちょっと聞かせてください。

三好水・環境課長

委員から、旧吉野川流域下水道の指定管理者について質問を頂きました。平成21年に旧吉野川浄化センターは供用しておりまして、平成21年から24年までは県の直営ということで運転をしておりまして、その時に委託先としまして、テスコ株式会社が水処理の管理をやっております。

平成25年から3年間、指定管理が始まりまして、その時は今の県建設技術センターが管理しております。

平成28年から今年、平成30年まで、これも県の建設技術センターでやっております。言い忘れましても、建設技術センターが平成25年から始めた時も水処理としてお手伝いはテスコがしております。今まではそういう結果でございました。

長尾委員

これは、できることなら県内優先発注という制度もあるぐらいだから、いつまでも県外の業者ではなくて県内の業者でもできる所はあると思うし、また、そのための県建設技術センターだと思うんです。

この建設技術センターというのが、何の役割を果たすんだと言えば、これはやはり、県内の建設技術レベルを上げるのが一つ私は仕事だと思うのでね、これがいつまでも県外の業者、もちろんこれはテスコさんというのはすばらしい業者なんだけれども、今の説明では、かなり長い間、言ってみれば県の建設技術センターも、そういう流域の施設の経験も踏まえているし、向こう5年、私はこれはもうやむを得ないとしても、いつまでもこういう県外の業者に頼るという考え方ではなくて、県内の技術レベルを上げて県内の人に発注をするという考え方に転換すべきだと思うわけで、その辺のところを、また次の5年後もこういう方向で考えるのか、それとも県内の技術レベルを上げて県内の業者に発注をしていく、県内の業者を育てていくと、そういう方向を考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

三好水・環境課長

委員から、指定管理者の県内業者育成というような意見を頂きました。今のところ、今までもですけども、県の建設技術センターも県内業者育成ということには取り組んでおりまして、水処理の関係の水質関係とかでコンサルタントとかを利用していまして、そこが資格者として今、実は指定管理者として公募できるような参加資格は持っております。

今後も新しい業者が入ってこられるような、県内業者育成ということは掲げておりますので、その中で育成された業者から手を挙げていただけるような方策を取っていただけると考えております。

長尾委員

是非、県内の水環境の団体もあるし、県から認められている団体もあるし、もちろんコンサルもあるし、そういう県内でも技術のある会社・団体もあるわけでありますから、将来的には、そういう方向で検討すべきであると。

やはりこれだけ何かあった時に県内の業者というのはすぐ連携が取れるし、対応ができるというメリットもあるわけで、まだ5年間あれば十分そういう技術は県内の業者にも研修の機会とか、そういうのをしっかり与えて育成していくべきだと思いますので、この点の一つよろしくお願ひしたいと思います。

それから、前回の委員会で全国の水環境の冊子の中で、下水道普及率はワースト1位というこのような記録を紹介したわけだけれど、併せて単独浄化槽で公共の施設が、これまたワーストに数えられるぐらい非常に多い。四国4県見ても徳島県がダントツに公の単独浄化槽が非常に多いと、しかも、その中には年1回の法律で定められた点検もされてないというような指摘がありました。

それについて、県の各部局の実態をその当時、総数としては出ていて、この中で多いのは市町村が多いわけでありますけれども、県の実態はどうかと、次の委員会で報告してもらいたいということをお願いしてございましたが、この点について御報告を願ひたいと思います。

三好水・環境課長

ただいま、委員から、県有施設の単独浄化槽の現状と言いますか、それについて質問を頂きました。現在調査しましたところ、県有施設に設置されている単独浄化槽は166基でございました。その内、法定検査の結果ですけれども、休止が16基ございまして、150基の直近の検査結果につきましては適正が95基、おおむね適正が45基、不適正が2基、判定結果待ちになっておりますのが8基となっております。

不適正と判定されるものにつきましては、直ちに保守点検業者や清掃業者に連絡を取って、清掃や消毒剤の補充等の改善措置がとられております。

おおむね適正と判定されたものにつきましては、45基と申しましたけれども、一時的に放流水質が排水基準を超過しているもののほか、法律で義務付けられた年1回の清掃ができていなかったものもありますが、今後は適切な保守点検や清掃の実施により、適切な維持管理を行ってまいります。

長尾委員

今の報告があって、どこの部局で幾ら、どこにという詳細まではお聞きはできなかったわけでありますが、各他部局について水・環境課としては、今後、どのような他部局への働き掛け、ないしは、こういった改善についてどういうスケジュールでやろうとお考えになっているのか教えていただけたらと思います。

三好水・環境課長

県有施設に設置されています単独浄化槽、先ほど166基と申しましたけれども、この内、廃止予定のものが27基ございまして、それと、速やかな転換工事が困難なもの、これは、史跡の指定をしている所がございまして、それが4基ございまして、

これら31基を除く135基について下水道への接続や合併浄化槽への転換となるものを各施設管理者において、個々に最適な方法を検討していただきまして、速やかに転換に向け取り組んでもらいたいというような旨の要望をしております。

長尾委員

前も申し上げましたが、まず^{かい}隗より始めよで、公共の県がやってもいないのに民間に対してやれと言ってもやるわけがない。そういうことからすれば、県が模範を示すべきです。是非、県民の皆さんから見て、またいろいろな関係から見て、県は適正な処理・対応しているということが言われるように早期の改善を要望しておきたいと思えます。

それで、今、報告がありました中で、おおむね適正という表現がございました。これについてもさきの委員会で指摘をさせていただきました。今、県の環境技術センターでは県下の浄化槽の点検をして、清掃・保守点検・検査とあるわけですが、その検査の中でおおむね適正という表現が非常に難しい問題で、要は判断の基準は適正なのか不適正なのか二つしかないわけであって、適正か不適正、その中におおむね適正という表現を長い間、徳島県は取ってきているわけ。おおむね適正、おおむね不適正はない、おおむね適正。ではおおむね適正というのは適正とどこが違うのかというと、要は法律で決められた年1回の清掃というのはしていないけれども、出ている水の質は国の基準をクリアして下水に流していますよと。これをおおむね適正と表現しているわけです。

でも国の法律違反をおおむね適正として県は見ているわけ。今はね。長い間、習慣でやってきたけれども、これは国が決めた法律から言うと明確に違反をしている。その違反してる浄化槽に対しておおむね適正という表現を所有者から見れば、うちは適正なんだとなるわけであって、ただここに本当は適正と不適正しかなければ、適正に入る。ただ不適正というには、環境技術センターからは水の質は適正なんだけど、国の法律からいえば年1回の清掃を受けていないから不適正になる。ただ、おおむね不適正といえ、まだいいところなんだけど、おおむね適正・不適正しかない。ここについて見直しをここらあたりですべきではないかと。

やはり、徳島県という公が、国という公が決めた法律に対して県の姿勢が問われる。県民もその細かいところが分からずに何ら疑問を持たないということになっている感じもするし、しかし、ある人から見れば、これはもうおかしいという指摘もあると。そこに対して、もうそろそろ県としてのきちんとした見解を出さなくてはいけない。さりとて、今までやってきているから急に方向転換するのも、なかなか正直難しいところで、現場で関わってる人に混乱が起きてもいいけない。

もちろん、これによって、ただでさえ低い検査率が更に下がるなんていうことになれば、これまた大きな問題でもある。当然、検査率を上げなくてはいけない。真面目に検査を受ける人と真面目に受けない人の不公平感もあるし、その中できちんと、これは検査を受けるべきですよと責任者たる県や市町村がしっかり訴えとともに法律を守れば、従来のおおむね適正・不適正、この考え方を考えるのは大変だと思うし、関係者の御苦労も想像されるわけですが、この辺のところを県として、先日指摘させていただいたけれど、今後どういうふうな見直しの検討を進めていくのか、またどういったところを配慮してやろうとしているのかお聞きをしたいと思います。

三好水・環境課長

ただいま、委員から、浄化槽の法定検査の判断基準について意見を頂きました。現在、指定検査機関であります徳島県環境技術センターの実施します法定検査につきましては、適正・おおむね適正・不適正の三つの判定結果をもって総合判定しておりますけれども、法令に定められた年1回以上の清掃がされていない場合につきましては、外観検査及び水質検査の結果と併せまして、総合的に判断して水質検査の結果に特に問題なければ、言われましたようにおおむね適正という判断をしております。

平成29年度の検査結果では、法定検査数約8万5,000件の内、おおむね適正と判断されたものが3万8,000件、45パーセント程度。その内清掃が実施されていないもの、確認できなかったものが2万5,000件、30パーセントぐらいございました。

委員が言われましたように、一方、法定検査の受検率は57.9パーセントでございまして、4割以上の浄化槽管理者の方が、法定検査を受検していない状態となっております。法定検査の受検率の向上のためには、保守点検の際に法定検査も実施できるような特別認定制度の拡大とかも考えてございまして、そういうことにも取り組んでおります。判定基準のことにつきましては、指定検査機関の徳島県環境技術センターと私どもの水・環境課、直接指導を行う保健所等の担当で法定検査検討会というのを構成しております。法定検査の受検率の向上と浄化槽の管理者への指導方法について検討することとしておりますので、その検討会におきまして、今の判断基準でございまして、おおむね適正の表現の仕方も含めまして、去る11月21日に、今年度2回目の検討会を行っております。そこで皆さんに諮っておりますので、年度内に向けまして表現の仕方も含めまして、おおむね適正という判断、判定結果ですけれども、そのあたりの周知の仕方も含めまして、今検討しておりますところでございます。

長尾委員

今の説明で関係者の努力は評価をしたいと思いますが、本当に長い間やってきた判定基準というのを見直すというのは大変なことだと思います。したがって、そのあたりをある意味、改革をするという意味では水・環境課の責任は、大変重たいし、課長の苦労も大変だと思いますが、是非、環境首都とくしまという大きなお題を抱えている本県にとって、下水道普及率ワースト1という不名誉な、逆にその分、合併浄化槽、浄化槽は全国トップクラスなんだけれども、その浄化槽の法定検査を受ける受検率というのが、そんなに高くはない。そういう中で県民に不公平感が生じている。

そんなことを総合的に考えると大変な御苦労があると思いますけれども、是非、努力していただいて、関係者がいい形で進めるように市町村等も含めて努力して、良い方向に向かうようなそういう結果を出すよう期待をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

木下委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時07分)